

委員会での協議の進め方（案）

〔 諮 問 〕

1. 検討委員会への諮問および会議の進め方

①諮問について

管理者から検討委員会へ諮問書が提出されます。あわせて、諮問の内容についての説明があります。

②諮問を受けての事務の進め方について

諮問内容を受けて何を調査確認するのか、また、どんなスケジュールで会議を進めるのかを協議します。

〔 調 査 ・ 確 認 〕

2. 当建設予定地の状況および経過事項の確認

③現状及び経過の確認

当建設予定地の現状や地権者の状況及び以前のごみ処理施設の事業に対する地元協議の経過などを確認します。

④現地確認

当建設予定地の状況を現地で確認します。

3. 現施設の現状の確認及び答申に向けた協議

⑤埼玉中部環境センターの老朽化の状況等

現在供用している埼玉中部環境センターについて、老朽化の状況や維持管理の現状及び今後の見通しなどについて確認します。

⑥当建設予定地が施設を建設できる場所であるかの確認

関係法令等の視点から、施設建設のできる場所であるかを、その事務の手順も含めて確認を行います。また、事業を進めるにあたっての留意点なども整理します。

⑦答申に向けた協議

答申の方向性について協議します。また、答申書に盛り込む内容などについても意見を伺います。

〔 協 議 〕

4. 答申のまとめ

⑧答申に向けた協議（継続）

前回までの確認作業や協議の状況に基づき、事務局で作成した答申書（案）について協議し、答申書の内容を決定します。

〔 答 申 〕